

よくある質問 Q&A

◎共通事項

	質問	回答
1	複数の業種に申請しますが、ひとつの封筒に同封可能ですか？	同封していただいても構いませんが、業種ごとに受付の確認を行いますので、書類は別々に分けてクリアファイルに入れてください。返信用封筒も1つで構いません。
2	申請書に実印を押印する必要がありますか？	実印を使用していただく必要はありません。契約の締結及び代金の請求等に使用する印を押印してください。
3	納税証明書等は写しでも構いませんか？	写しでも構いません。様式の確認は各種「申請の手続」P2をご参照ください。
4	市民税が非課税ですが、市税の納税証明は必要ですか？	市町村により滞納がない旨の証明の交付をされない場合は、未納の税額が0円であることが記載してある納税証明書でも構いません。
5	納税証明は2年分必要ですか？	直近1年分で構いません。
6	現在の所在地に事業所を開設したばかりで市民税の課税がありませんが納税証明は必要ですか？	市町村に提出された、法人設立の届出（受付印のあるもの）の写しを添付してください。
7	納税証明書等の発行日が基準日より前の日付になっていますが有効ですか？	基準日以降のものをご提出ください。
8	登録の確認の方法を教えてください。	登録後、舞鶴市ホームページと市政情報コーナーに一覧を掲載予定です。（4月上旬予定）
9	申請日を過ぎて申請するとどうなりますか？	申請期間を過ぎた申請の受付はできません。申請締切日の消印まで有効です。不備書類の再提出の場合は申請締切後にご提出いただいても受け付けますが受付日が3月31日を過ぎると登録ができません。

10	窓口へ直接持参は可能ですか？	受付は行いますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、可能な限り郵送にて申請してください。
----	----------------	--